

## 令和5年度鳥取市職員端末広告掲載事業募集要項（随時募集分）

広告枠掲載事業者を下記のとおり募集します。

希望される場合は、この募集要項の各事項をご確認の上、応募いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 広告の仕様等

件名	令和5年度鳥取市職員端末広告掲載事業（随時募集分）
規格	鳥取市職員端末広告掲載仕様書（別紙1）のとおり
掲載面・掲載期間	鳥取市職員端末広告掲載仕様書（別紙1）のとおり
応募申込書及び 広告原稿提出先	メールアドレス： <a href="mailto:shisan@city.tottori.lg.jp">shisan@city.tottori.lg.jp</a>
申込書及び 広告原稿提出期限	以下の記載のとおり
広告料	月額20,000円（税込み）
契約保証金	免除
連絡先	資産活用推進課 0857-30-8135 担当 益中

#### 2 申込方法及び決定

##### (1) 申込方法

以下の書類に必要事項を記入の上、メールにて「5 事務局」のメールアドレスに提出するものとします。

- ① 鳥取市職員端末広告掲載申込書（様式1）
- ② 広告画像データ（以下「広告原稿」という。）

※代理人は、必ず「委任状」（様式2）を提出してください。

(2) 申込受付期限及び広告料納付期限

掲載月	申込書及び広告原稿提出期限
R5年4月掲載分	R5年3月13日
R5年6月掲載分	R5年5月15日
R5年7月掲載分	R5年6月12日
R5年8月掲載分	R5年7月14日
R5年10月掲載分	R5年9月11日
R5年11月掲載分	R5年10月16日
R5年12月掲載分	R5年11月13日
R6年1月掲載分	R5年12月18日
R6年2月掲載分	R6年1月15日

(3) 申し込みの無効

次の場合の申込みは、無効とします。

ア 申込書に申込者の氏名及び電話番号が記載されていないもの

イ メール以外の方法により申し込まれたもの

ウ 申込メールに応募申込書（様式1）と広告原稿が添付されていないもの

(4) 選定方法

申込みの受付順に審査を行い、広告主を決定します。

掲載枠が決定した月は、随時HPの募集を終了します。

(5) 決定の通知

審査の結果については、申し込み時に使用された電子メールに通知または電話により行います。

3 契約の締結

掲載決定通知後、市が契約書等の関係書類を郵送します。広告主は速やかに契約を締結していただきます。

4 広告料の納付

広告主は掲載決定後に市が送付する納付書により、広告料を納付してください。

5 事務局

鳥取市 総務部 資産活用推進課 資産活用係

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地

電話番号：0857-30-8135

メールアドレス：[shisan@city.tottori.lg.jp](mailto:shisan@city.tottori.lg.jp)

午前9時～午後5時（土・日・祝日および年末年始を除く）